

令和8年9月25日

養父市議会議長 谷 垣 満 様

予算特別委員会

委員長 深 澤 巧

予算特別委員会審査報告書

令和8年8月31日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

令和8年9月4日（金）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第47号	令和8年度養父市一般会計補正予算（第3号）	原案可決すべきもの
議案第48号	令和8年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決すべきもの
議案第49号	令和8年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決すべきもの

（別紙）審査内容等報告書

(別紙)

予算特別委員会 審査内容等報告書

議案第 47 号 令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号）

【質疑】 関宮地域局周辺整備事業については、今回の補正予算で 19 億円を超える事業になる。今後、予算がさらに必要とならないか。

【答弁】 整備エリア 1 について 18 億円の予算で調整していた。今回、キッズエリア拡張とふれあいルームの整備、関宮コミュニティスポーツセンター解体等に係る補正予算を提出した。

今後、宿泊エリアの工事、関宮コミュニティスポーツセンター解体後の公園整備を行う予定であるが、今回の補正予算には含まれていない。これらの事業費については未定である。今後、関係部局と調整、検討した上で来年度以降の計画を立てる。

【質疑】 運営事業者、テナントの入居事業者の決定、宿泊エリアの活用など不明瞭な点が多い。市は、令和 9 年度からの 2 年間の運営を市直営とすることを示したが、ランニングコストについての試算を含め、事業の整理が必要ではないか。

【答弁】 事業者がどうしても確保できない場合は、判断が必要である。直営期間の延長も考えなければならない。2 年間直営で運営する中で判断したい。

宿泊エリアが不可能となった場合、当初の基本コンセプトとは違った形となり、目的外利用となる。その場合は、国庫補助金の返還金も生じる。

【質疑】 今後の財源、予算規模のあり様によっては、全体の進行具合を見ながら第 2 エリアの工事を中止する、もしくは延期するという選択肢は想定していないのか。

【答弁】 今後、宿泊エリアの工事、関宮コミュニティスポーツセンター解体後の公園整備については、工事や設計の変更、また物価高騰なども考えられるが、国への交付金申請を行い計画どおり進めていきたい。

【付帯意見】

議案第 47 号「令和 8 年度養父市一般会計補正予算（第 3 号）」

関宮地域局周辺整備事業については、来春の先行オープンが迫る中、施設の統括運営事業者や住民が望む民間テナント事業者がいまだに決定しておらず、今後必要となる予算に対しても不明瞭である。今後の事業費の精査等については主要建設等事業審査などにより、これまで以上に的確に行うことが必要である。

また、この事業のために設置された専門家を含む「関宮小さな拠点事業推進会議」などを活用し、全体構想の見直しと本事業の主旨である「高齢者や家族が安心して生活し、生き生きとした人生を送ることを目指す」とした中山間地域における地域包摂システムの構築に向け、その方向性を明確化すべきである。その上で、しっかりと市民に説明責任を果たされたい。

令和 8 年 9 月 25 日

予算特別委員会